

(お知らせ)

令和3年8月4日
京都市子ども若者はぐくみ局
はぐくみ創造推進室
TEL 251-8993
幼保総合支援室
TEL 251-2390

特定地域型保育事業者に係る行政処分について

この度、認可小規模保育事業所 にこここ山住保育室について、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第52条第1項に基づき、下記のとおり、「確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）12箇月」の行政処分を実施するとともに、不正に受領した給付費について、法第12条第2項に基づく加算金を含めた額を返還するよう求めましたので、お知らせします。

記

1 対象

(1) 設置者

山住幸代（個人）

(2) 事業所の概要

ア 名称：にこここ山住保育室
イ 所在地：南区唐橋西寺町50
ウ 事業所類型：小規模保育事業C型
エ 定員：10人
オ 在籍児童数：4人（令和3年8月1日現在）

0歳児	1歳児	2歳児
0	0	4

2 監査の実施

不適正な運営が行われているとの通報があり、令和3年2月1日から監査を行っている。

3 監査で確認した事実

(1) 不正又は著しく不当な行為（法第52条第1項第9号）

ア 実際は保育業務に従事していなかった職員A及び職員Bについて、家庭的保育補助者として保育業務に従事していたものとして「保育施設職員配置状況確認書」に記載し、職員配置基準を満たしているものとして本市に報告した（平成28年度から令和元年度までの提出分）。

イ 本市が1年に1回実施する指導監査において、実際は保育業務に従事していなかった職員A及び職員Bが家庭的保育補助者として保育業務に従事していたものとして資料を作成し、本市に提出した（平成28年度から令和2年度までの実施分）。

(2) 職員配置基準違反（法第52条第1項第2号）

家庭的保育補助者として勤務していたものとして報告されていた職員A及び職員Bが、実際は保育業務に従事していなかったため、次の表に掲げる期間、家庭的保育者及び家庭的保育補助者の合計数が「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」で定める数を満たしていなかった。

年度	配置基準を満たしていなかった期間
平成28年度	7月～3月
平成29年度	11月～12月
平成30年度	10月～3月
令和元年度	5月～3月
令和2年度	12月～3月

(3) 不正請求（法第52条第1項第4号）

上記(2)の期間のうち、次の表に掲げる期間について、地域型保育給付費における管理者設置加算の算定に必要な人数の職員を配置していなかったにもかかわらず、当該加算を請求し、受領した。

年度	職員配置基準違反であるにもかかわらず管理者設置加算を受領していた期間
平成29年度	11月～12月
平成30年度	10月～3月
令和元年度	5月～8月，10月～3月

(4) 虚偽報告（法第52条第1項第5号）

- ア 家庭的保育者（職員C）の配置を証する書類として、本人のものではない印鑑を押印し、本人のものとは異なる筆跡による署名がなされた労働条件通知書（平成31年4月30日付け）を捏造し、監査時に提出した。
- イ 保護者に交付した給食献立表に土曜日のメニューが記載されていないにもかかわらず、土曜日のメニューを記載したものを偽造し、保護者に交付したものとして監査時に提出した。

4 行政処分の実施等

今回の事案については、過去複数年に渡り、保育に従事していなかった職員に従事していたと偽って本市に報告し、本来算定できない給付費の加算を不正に受給していたものであることから、悪質であると判断し、8月4日付けで以下の行政処分を行った。

また、不正に受領した給付費について、法第12条第2項に基づく加算金を含めた額を支払うよう求めた。

(1) 行政処分

- ア 処分の内容：確認の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）12箇月
- イ 処分年月日：令和3年8月4日
- ウ 効力の停止期間：令和3年9月1日から令和4年8月31日まで

(2) 不正請求額等の返還請求

返還請求額：約1,020万円（加算金含む）

(参考1) 特定地域型保育事業者について

地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として、法に基づき市町村長が確認した事業者。

地域型保育給付費の支給に係る事業には、小規模保育事業（定員6～19人）、家庭的保育事業（定員5人以下）等がある。

(参考2) 小規模保育事業C型について

家庭的保育者（子育て支援員研修を修了した保育士）が、家庭的保育補助者（子育て支援員研修修了者、資格は問わない）とともに保育を提供する。

家庭的保育者1人につき3人（家庭的保育補助者と共に保育に当たる場合は5人）まで児童を受け入れることができる。